

別紙 1

奈良市包括的道路維持管理業務委託

リスク分担表

令和 7 年度

奈良市建設部道路維持課

奈良市包括的道路維持管理事業に関するリスク分担

奈良市包括的道路維持管理事業において想定されるリスクについて、奈良市（以下「発注者」という。）と民間事業者（以下「受注者」という。）との間で責任区分を明確にするためのリスク分担を次の「表1 リスク分担」のとおりとする。

凡例	
○	：リスクが顕在化した場合に負担を行う
△	：リスクが顕在化した場合に協議を行い、負担を行う場合がある（従分担）
空欄	：リスクが顕在化した場合に原則として負担を行わない

表1 リスク分担（共通リスク）

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		発注者	受注者
実施要領等に関するリスク	実施要領等の誤りに関するもの、内容の変更に関するもの等	○	
応募費用に関するリスク	応募費用の負担		○
契約締結に関するリスク	発注者の責に帰すべき事由により、契約が締結できない又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等が発生する場合	○	
	選定された受注者の責に帰すべき事由により契約が締結できない場合		○
	発注者及び受注者のいずれの責めにも帰さない事由により、契約が締結できない又は契約手続きに時間がかかる場合に生じる追加費用等場合	○ ※1	○ ※1
法令変更に関するリスク	本事業に関する法令の変更・新設による増加費用等	○	
	広く一般的に適用される法令の変更・新設による増加費用等		○
税制変更に関するリスク	本事業に直接的に影響がある税制の変更・新設による増加費用等	○	
	上記以外の税制の変更・新設による増加費用等		○
技術基準等に関するリスク	施設等の設置基準、管理基準の変更等に関するもの	○	△

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		発注者	受注者
許認可に関するリスク	許認可の遅延に関するもの（発注者が申請・取得するもの）	○	
	許認可の遅延に関するもの（受注者が申請・取得するもの）		○
政策変更に関するリスク	発注者の政策変更により、業務の内容が変更又は中止される場合に生じる増加費用等	○	
市民等対応に関するリスク	発注者が本業務で提示する要求水準及び条件等に関する地域住民の要望、訴訟等への対応により生じる増額費用等	○ ※2	○ ※2
	上記以外の要望、訴訟等への対応により生じる増加費用等	○ ※2	○ ※2
環境問題に関するリスク	道路施設から有害物質が発見された場合	○	
	受注者が実施する本業務に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの		○
	受注者以外に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、土壌汚染、大気汚染、水質汚濁、光、臭気に関するもの	○	
第三者賠償に関するリスク	受注者が実施する本業務に起因する事故、あらかじめ予測される施設の劣化等維持管理の不備により第三者に損害を与えた場合の賠償責任		○
	発注者の責に帰すべき事由（既存施設の隠れたる瑕疵、要求水準の設定に起因する瑕疵）により第三者に損害を与えた場合の賠償責任	○	
債務不履行に関するリスク	無許可での受注者の構成員の変更		○
	受注者の債務不履行		○
業務中止・延期に関するリスク	発注者の政策変更、指示等による事業の中止又は延期	○	
	上記以外の事由により事業の中止又は延期		○

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		発注者	受注者
不可抗力に関する リスク	戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似した事変または暴動など	○	△
	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えるもの	○	△
	風水害や地震、第三者の行為、その他自然的又は人為的な現象のうち、保険等または同等の措置を超えないもの		○
計画変更に関する リスク	受注者に起因する各種計画、要求水準の変更		○
	発注者に起因する各種計画、要求水準の変更	○	
	第三者の責めによるもの	○ ※3	○ ※3
性能に関するリスク	要求水準の未達による増加費用等		○
施設損傷に関する リスク	通常利用での劣化によるもの		○
	施設設置の隠れた瑕疵等、発注者の責めによるもの	○	
	施設管理の瑕疵等、受注者の責めによるもの		○
	履行期間満了後2年以内に、要求水準に従って業務を実施していれば生じなかった瑕疵が発見された場合 なお、故意または重大な瑕疵による場合は、10年以内とする		○
	第三者の責めによるもの	○ ※3	○ ※3
運営開始遅延に関する リスク (許認可は除く)	要求水準書の変更、その他発注者の指示、変更に伴う 運営開始遅延による費用の増大	○	
	受注者の事由による、運営開始遅延に伴う費用の増大		○

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		発注者	受注者
施設管理コストに関するリスク	受注者の責めによる委託内容の変更に伴う、維持管理費の増大・減少		○
	発注者の責めによる委託内容・用途の変更に伴う、維持管理費の増大・減少	○	
	第三者の責めによる、維持管理費の増大	○ ※3	○ ※3
	上記以外の要因による、維持管理費の増大（物価変動によるものは除く）		○
需要変動に関するリスク	利用者数（交通量）が想定可能な範囲を超えて増減することによる維持管理費や業務量の変動	○ ※2	○ ※2
維持管理コストに関するリスク	受注者の事由による業務内容の変更等による維持管理費の増大		○
	発注者の指示による業務内容・用途の変更等による維持管理費の増大	○	
業務中断に関するリスク	発注者の責めによる業務の中断	○	
	受注者の責めによる業務の中断		○
	第三者の責めによる業務の中断	○ ※3	○ ※3
維持管理に係る事故に関するリスク	本業務開始時に存在していた瑕疵のために生じる事故	○	
	発注者が求める管理水準を原因とする瑕疵から生じる事故	○	
	受注者が実施する本業務自体から生じる事故		○
技術革新に関するリスク	維持管理に関する技術の陳腐化による追加投資	○ ※2	○ ※2
工事遅延に関するリスク	発注者の指示による工事完了遅延	○	
	受注者の事由による工事完了遅延		○

リスクの種類	リスク内容	負担者	
		発注者	受注者
工事費増大に関する リスク	発注者の指示による工事費の増大・予算超過	○	
	受注者の事由による工事費の増大・予算超過		○
コールセンター業務に 関するリスク	業務の対象範囲内において、コールセンター業務の数量増加による作業増		○
	業務の対象範囲外の事象によって、コールセンター業務の数量増加による作業増加・予算超過、対応に伴う追加費用発生	○	
支払遅延・不能に 関するリスク	発注者の支払遅延・不能に関するもの	○	
委託精算に関する リスク	業務移管手続きに伴う諸費用発生、受注者の精算手続きに伴う評価損益等		○
施設性能に関する リスク	委託期間終了時における要求性能水準の保持		○

(注釈)

- ※1 議会の否決により契約が結べない場合。また、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。
- ※2 発注者と受注者で協議を行い、対応を決定する。
- ※3 発注者と受注者で協議を行い、第三者への費用請求等の対応を決定する。